

新たな補助金制度の確立について

水巻町行財政改革緊急行動計画の策定にあたり、事務事業改善検討チームから「水巻町における補助金制度のあり方について」という補助金制度改革案の提言を受けました。

行革本部は、この提言を行財政改革の重要課題の一つと位置づけ、現行の補助金制度における問題点を根本的に見直し、新しい補助金制度を確立するため、平成 18 年度以降に交付するすべての補助金について、次の 5 項目の改革を全庁的に実施することとしました。

1．補助金交付の根拠を明確にする。

町が交付する補助金の根拠は、地方自治法第 232 条の 2 に規定する「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助することができる」という条文です。

交付の根拠が不明確な補助金については、その補助金が公益上必要であることを客観的に明確にするため、交付目的や対象者などを定めた規則又は要綱をそれぞれの補助金ごとに整備することを義務付けます。なお、整備にあたっては、100 万円を超える補助金については原則として規則により制定するものとします。

2．町全体で統一した「補助金交付基準」を定める。

補助金の公平性と透明性を確保し、効果的、効率的かつ適正な運用を行うために、町全体で統一した「補助金交付基準」を定めます。

この交付基準に基づいて、それぞれの補助金について継続、見直し、廃止などを判定します。

3．審査機関を設置し、公平な審査を実施する。

補助金交付の客観性と公平性をさらに補完するために、町職員による審査機関を設置します。審査機関は、補助金の交付を受けた団体の活動状況を審査し、客観基準に基づいて評価を行い、見直しを提言します。また、新しい補助金を創設する際の審査を行います。

4．交付申請書と実績報告書の様式を統一する。

補助金の目的や事業内容、経費内訳、対象者、事業効果などの内容が、担当者だけでなく審査員や町民にも分かり易いように、交付申請書と実績報告書の様式を統一します。

5．補助金の使い道を町民に公開する。

補助金に対する透明性を確保し、町民によるチェック機能を強化するため、各団体の補助金実績報告書の内容を分かりやすい形で情報公開コーナーと町ホームページに公開します。また、審査の公平性を担保し、行政の説明責任を果たすため、各団体の補助金に対する審査結果も同様に公開します。

水巻町補助金等交付基準

(目的)

第1条 この訓令は、水巻町補助金等交付規則（平成16年規則第7号。以下「交付規則」という。）第6条の規定に基づき、水巻町（以下「町」という。）が支出する補助金等について、一定の基準を定めることにより、公平性、公正性及び透明性を確保し、もって補助金等の効果的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令における「補助金等」とは、補助金、助成金、交付金等、名称を問わず、各種団体及び個人に対して、補助事業等を助成する目的をもって交付する現金給付をいう。

2 この訓令において「補助事業等」とは、補助金等の対象となる事業又は事務をいう。

(交付基準)

第3条 補助金等の交付に際しては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して、適否を判断するものとする。

(1) 補助金等の交付が客観的にみて公益上必要であること。具体的には、次のいずれかを満たすものとする。

イ 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められる事業であって、特定のもののみの利益に終わることのないもの

ロ 社会福祉の増進に著しく貢献する事業、又は、文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献する事業

ハ 町の施策として推進する事業を団体、個人に対して奨励しようとするもの

ニ 地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、町が積極的に普及、支援する上で、事業推進を図るための援助が必要な事業

(2) 補助金等の交付に対して費用対効果が認められること。

(3) 事業活動の目的、視点、内容などが社会・経済情勢に合致していること。

(4) 行政と町民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。

(5) 補助金等の交付を受けようとする団体又は個人（以下「被補助団体等」という。）の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては補助金等を交付しないものとする。

(1) 本来、国、県及び民間等が負担すべきものであり、町の財政負担が適当でないもの

(2) 事業の創設当初と事情が変化し、事業の目的並びに効果が不明確と思われるもの

- (3) 零細な補助金等で事業効果が薄いと認められるもの
- (4) 各種団体補助などにおいて、事業主体の自己資金で十分運営が可能なもの
- (5) 融資等への転換により、費用対効果の最適化が図れるもの

(団体の要件)

第4条 補助金等の交付を受けようとする団体は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 会員の過半数が町内に在住又は勤務していること。
- (2) 活動拠点及び主な活動場所が町内であること。
- (3) 概ね10人以上で組織されており、役員構成が明らかであること。
- (4) 団体の存立・運営を定めた規約等が定められていること。
- (5) 特定の政治、宗教、思想及び営利に偏っていないこと。
- (6) 活動実績が1年以上あること。
- (7) 予算決算の管理、事業計画及び事業報告が適切に行われていること。
- (8) 会費を徴収するなど自主的な財源を確保していること。

(補助対象外経費)

第5条 補助金等の交付に当たっては、次の各号に定める経費は対象としないものとする。

- (1) 交際費及び慶弔費
- (2) 団体運営費のうち飲食費及び懇親会費
- (3) 役員報酬、手当及び日当などの人件費的なもの
- (4) 主に団体の内部事務等に従事する者の賃金(事業実施に必要な臨時的なものは除く。)
- (5) 慰労的な研修経費及び宿泊を伴う旅費
- (6) 事業規模に対して社会通念上過大な参加商品代など
- (7) 他団体への迂回助成となっている経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については補助対象経費とすることができる。

- (1) 前項第 3 号に規定する人件費のうち、社会福祉協議会職員の人件費、商工会職員人件費の一部、地区公民館長事務交付金及び生産組合長事務交付金
- (2) 前項第 4 号に規定する賃金のうち、社会福祉協議会、老人クラブ連合会の内部事務に従事する者の賃金の一部
- (3) その他町長が特に必要と認めたもの
(補助金等の見直し)

第 6 条 同一団体等への補助金等の交付については、原則として 3 年ごとに見直しを行うものとする。ただし、国や県等の補助を受けた補助金については、その補助期間の終了の時点で見直しを行うものとする。

2 前項の規定に基づき補助金等の見直しを行う際は、次の各号に掲げる補助金については、第 3 条から第 5 条までの基準を適用した廃止等を行わないものとする。ただし、補助金等の額の見直しについては、この限りではない。

- (1) 町長が別に定める極めて公共的な事業に係る補助金
- (2) 町長が別に定める行政サービスの格差是正事業に係る補助金
- (3) 国・県などの補助があり、町の補助が義務付けられているなど、町の裁量の余地がほとんど及ばない補助金

(規則又は要綱の制定)

第 7 条 交付規則第 15 条の規定に基づき、規則又は要綱を制定する場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 年間の交付額が 100 万円を超える補助金等 規則
- (2) 前号以外の補助金等 要綱

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。